

## 横浜市猫の不妊去勢手術推進事業補助金交付団体からの補助金一部返還について

### 1 概要

平成 24 年度及び平成 25 年度前期（6 月分）の横浜市猫の不妊去勢手術推進事業において、公益社団法人横浜市獣医師会（横浜市磯子区西町 14-3 神奈川県畜産センター内 会長 井上 亮一）（以下「市獣医師会」といいます。）から、当該事業における補助金の一部に不適切な受給があったとの報告があり、調査の結果、平成 26 年 1 月 22 日に動物愛護センターで最終確認しました。あわせて、市獣医師会から当該受給に係る補助金の一部について返還するとの申出があり、現在手続を進めています。

本事業は平成 20 年度から同様の方法で補助金を交付しておりますので、今後、平成 20～23 年度について調査を行い、不適切な受給が確認された場合には、返還の手続を進め、公表します。また、平成 25 年度前期（7 月分で終了）及び後期分（10 月から継続中）は、まだ補助金を交付していません。

なお、本件が判明した契機は、平成 25 年 6 月 28 日の本市財政局長通知「補助事業等の適正な執行について」に基づき、本事業を所管する動物愛護センターから市獣医師会に対し、点検を依頼したことによるものです。

「横浜市猫の不妊去勢手術推進事業」とは、

「飼い猫」及び「野良猫」を対象に、不妊去勢手術を行うことを奨励し、飼育限度を越えた繁殖を防止することや飼育される見込みのない猫を増やさないことを目的に、不妊去勢手術の費用の一部を補助するものです。

補助金の申請及び受給については、補助希望者からの委任を受け市獣医師会が行っています。（本事業の流れは、別紙を御参照ください。）

補助額は、平成 24 年度は飼い猫 1 頭あたり 3,000 円、野良猫 1 頭あたり 5,000 円であり、平成 25 年度は猫 1 頭あたり 5,000 円となっており、補助金交付額の実績は、平成 24 年度が 4,546 件で 20,272,000 円、平成 25 年度前期（6 月分）が 875 件で 4,375,000 円です。なお、本事業の実施動物病院数は、平成 24 年度が 238 動物病院、平成 25 年度前期（6 月分）が 188 動物病院です。

（参考）

#### 【市獣医師会加入動物病院数】

平成 24 年度 268 動物病院（平成 24 年 5 月時点）平成 25 年度 267 動物病院（平成 25 年 5 月時点）

#### 【横浜市内動物病院数】

387 動物病院（平成 24 年 12 月 31 日時点 神奈川県県央家畜保健衛生所）

## 2 返還する金額と内容

### (1) 返還額 158,000円

内訳

	24年度 (件数(動物病院数)、円)		25年度 (件数(動物病院数)、円)		合計 (件数(動物病院数)、円)	
	件数	円	件数	円	件数	円
ア 手術未実施	9(2)	45,000	3(2)	15,000	12(3) <sub>*1</sub>	60,000
イ 対象期間外実施	20(2)	98,000 <sub>*2</sub>	0(0)	0	20(2)	98,000 <sub>*2</sub>
合計	29(2) <sub>*1</sub>	143,000	3(2)	15,000	32(3) <sub>*1</sub>	158,000

\*1 動物病院数は重複しているため合計と一致しません。

\*2 20件のうち1件が飼い猫(3,000円)、19件が野良猫(5,000円)で合計98,000円

### (2) 内訳の説明

#### ア 手術未実施

野良猫が捕まらず手術ができなかったものの、いずれ手術することを前提に手術をしたこととして申請し補助金を受給したもの

#### イ 対象期間外実施

本来は、申請日以降翌月の末日までの間(補助対象期間)に手術を行い、補助金を受給すべきであったが、補助対象期間前後に行った手術について、補助対象期間内に手術をしたこととして申請し補助金を受給したもの

## 3 経過

平成25年9月11日	市獣医師会に当該事業の点検を依頼
平成25年9月11日～ 平成26年1月22日	調査対象、5,421件(H24 4,546件、H25 875件)について ・市獣医師会による点検 ・動物愛護センターによる調査実施(診療記録等の確認、面談による聞き取り) ・補助金の一部の不適切な受給について確認

## 4 再発防止策

これまでの手術前申請(補助希望者から市獣医師会へ補助金申請を委任)から手術後申請(直接個人が補助金申請)に変更します。その際、手術が実施されたことを確認するため、手術を実施した猫の写真及び手術料の領収書等を添付することとし、当該事業の透明性の確保及び適正執行を徹底します。

なお、既に平成25年度後期については、手術した猫の写真を各動物病院で保管することとしております。